

はい！ こちらは市有物件です。

Vol.18



寒中お見舞い申し上げます。

委託団体の皆さまには、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年も、何卒よろしく願いいたします。

寒暖の差が激しい冬のように。インフルエンザも流行っています。

ご自愛くださいますように。



### 《平成30年の漢字は「災」》

毎年、年末に発表される今年の漢字、思わずテレビに向かって頷いておりました。

「はい！こち」Vol.17号で、7月の豪雨、8月～10月の台風で例年になく損害の発生をお伝えしましたが、未だに台風の事故登録が続く状況です。

事故担当は、最大の集中力を発揮して事務処理に当たっていますので、ご安心ください。

8月からの台風は、建物、自動車ともに、大多数が「風」による災害でした。

施設敷地内の樹木は定期的な枝打ちや、倒木の危険をチェックして安全を確保しましょう。

建物の屋上防水シートのめくれ、屋根(棟包、ケラバ等)、樋、軒天、車庫のシャッターなど、日常点検(目視)や定期的な保守点検で、損害の拡大を防ぎましょう。

### 《事務局からのお願い》

事務局へのお問い合わせの際は、申込関係は共済No.、事故関係は事故情報No.をお知らせください。

共済No.や事故情報No.で照会していただくことで、スムーズに対応できますので、ご協力をお願いします。



電話の前に準備して！【共済No.】【事故情報No.】

### 災害共済金の請求漏れはありませんか？

復旧、支払の済んだものから、お早めに共済金を請求してください。

平成30年度以前の災害共済金請求が済んでいないことがありますので、再確認をお願いします。

事故発生は、契約の見直し機会でもあります。

管理台帳と契約内容の点検をお願いします！



## 《 地方公共団体と共に 》

平成 31 年 1 月 14 日、本会は、設立から満 70 年を迎えることができました。

(事業開始は 1 月 18 日)

設立当初、事務所から鉛筆 1 本まで、当時の支部長市  
(現在の地区事務局所在市)のお世話になり、事務処理  
のノウハウから書類審査業務に至るまで、市職員さんにご  
指導、ご協力をいただいたと伝え聞いております。



ありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

ご恩返しの一つとして、低廉な分担金を維持することで、経済的負担を最小限に抑える努力を続けておりますが、職員の皆様の業務負担、精神的負担を軽減するために、初めて形となったのは、自動車共済における示談代行かもしれません。

本会は、地方公共団体の立場を一番に理解する法人であることを自覚し、公共団体特有の法令、制度を守り、住民の皆様に誠意をもって説明する努力を続けます。

団体の皆様には、人の注意で防げる事故を起こさない努力をお願いします。

また、本会の行う建物共済は、委託団体の復旧に要した費用を保障し、住民生活に欠かせない公共施設の早期復旧に資する事業です。

このため、建物共済の災害共済金請求の際、領収証(支出命令等)を添付していただきますので、ご理解ください。

本会の事業に賛同いただきました会員市の市長様には、ぜひとも総会にご出席いただき、本会のあり方について、ご意見をいただきたく存じます。

今後とも、「市有物件」を一緒に盛り上げていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次号は、平成 31 年 4 月発行の予定です。

公益社団法人全国市有物件災害共済会は、地方自治法第 263 条の2の規定に基づいて、全国の各市が地方自治の発展と住民福祉の向上をめざし、相互救済事業を実施するために共同で設立した公益的法人です。全国の都市で生活活動される皆様の「セーフティネット」の役割を担うため、防災等に関する事業を実施しています。

発行：平成 31 年 1 月 15 日

公益社団法人全国市有物件災害共済会 東海地区事務局 ☎052-204-3065  
〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号 名古屋商工会議所ビル 8 階  
(E-mail) tokai@city-net.or.jp (URL) <http://www.city-net.or.jp>